

○議長（茅沼隆文）

日程第１４ 報告第５号 専決処分の報告について（開成町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を制定することについて）を議題といたします。細部説明を担当課長に求めます。

税務窓口課長。

○税務窓口課長（鳥海仁史）

それでは、報告第５号について、ご説明をしたいと思います。こちら報告第５号につきましても、先ほどご説明いたしました報告第４号と同様に、専決処分の手法によりまして、税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例として、今回手続をとらせていただいているものでございます。

今回、制定させていただきました開成町条例第２０号についてですが、こちら、本日お配りいたしました報告第４号、第５号の資料の３ページの部分をご覧くださいと思います。こちらにつきましても、本年度の軽自動車税を課税するに当たりまして、納税者の方にお配りしている資料でございます。この中で、今回、条例第２０号の中で改正しております箇所が、この３ページの下半分の表にあります内容となっております。これにつきましては、昨年の６月に議会のほうでお認めいただきました、平成２６年開成町条例第１２号 開成町税条例の一部を改正する条例について、平成２７年法律第２号 地方税法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、税条例を改正する必要が出てきたものでございます。

昨年施行されました軽自動車税の税率については、資料の３ページ、下段のとおりとなっております。こちら、下段の表の中の平成２８年度以降と記載しております部分の改正がなされたところでございますが、平成２７年の法律第２号、地方税法の一部を改正する法律におきまして、昨年度改正されました内容ではなく、従来のまま、平成２７年度の軽自動車税においては、そのまま据え置くという措置がとられてございます。この据え置く措置がとられたものが、こちら３ページの下の方の表の原動機付自転車から二輪の小型自動車までの税率となっております。従来と同じ金額での課税ということで地方税法が変更されてございますので、今回の専決処分の手法をもちまして、３月３１日に専決処分させていただいたものでございます。

それでは、報告第５号を朗読させていただきます。

報告第５号 専決処分の報告について（開成町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を制定することについて）。

町長の専決処分事項に関する条例（平成２２年開成町条例第１１号）の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第１８０条第２項の規定により報告します。

平成２７年５月８日提出、開成町長、府川裕一。

では、１枚おめくりください。専決処分書になります。

町長の専決処分事項に関する条例（平成２２年開成町条例第１１号）の規定により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

平成 27 年 3 月 31 日、開成町長、府川裕一。

地方税法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 2 号）の施行に伴い、開成町税条例の一部を改正する条例（平成 26 年開成町条例第 12 号）の一部を改正する必要が生じたので、別紙のとおり開成町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を制定する。

それでは、1 枚おめくりください。条例のほうを朗読させていただきます。

開成町条例第 20 号 開成町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例。

開成町税条例の一部を改正する条例（平成 26 年開成町条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正するものでございます。こちらにつきましては、附則の改正となっております。

附則の 1 番から 7 番までにつきましては、特に改正がございませんでしたので、省略をさせていただきます。

項番の 8 でございますが、新条例第 28 条の規定（第 2 号ア（イ）及び（ウ）に係る部分に限る。）は、平成 27 年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成 26 年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

項番の 9 でございます。新条例第 28 条の規定（第 1 号、第 2 号ア（ア）、同号イ及び第 3 号に係る部分に限る。）は、平成 28 年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成 27 年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。というものでございます。こちらの部分で、据え置き措置というものを規定してございます。

次に、ただいま読み上げました項番の 9 については新設となっておりますので、従来ございました、項番の 9 を 10 に、項番 10 を 11 に、項番の 11 を 12 に、項ずれが生じたので、ここで改正するものでございます。

一応次のページをお開きください。こちらにつきまして、改正後、改正前の対比の表をお示しさせていただきますが、こちらのような形での改正となっております。この中で表の中段、新条例附則第 15 項の表以外の部分といたしまして、第 28 条の内容でございますが、下線の部分になりますけれども、附則第 12 項の規定により読み替えて適用される第 28 条ということになってございます。こちらにつきましては、開成町条例の中の読み替え規定となっております。

次に、新条例附則第 15 項の表の第 28 条第 2 号アの項でございますが、こちらにつきましては、平成 26 年改正条例附則第 12 項の規定により読み替えて適用される第 28 条第 2 号アの読み替え規定となっております。

附則でございますが、この条例は、公布の日から施行する。としてございます。一応公布につきましては、平成 27 年 3 月 31 日となっております。

説明は以上です。

○議長（茅沼隆文）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

質疑がないようですので、以上で報告第5号 専決処分の報告について（開成町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を制定することについて）の報告を終了いたします。